

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

3 月分

| No. | 案件名称                           | 委託種目                            | 契約の相手方                 | 契約金額<br>(税込) | 契約日       | 根拠法令                    | 随意契約理由<br>(随意契約理由番号) | WTO |
|-----|--------------------------------|---------------------------------|------------------------|--------------|-----------|-------------------------|----------------------|-----|
| 1   | 楠葉取水場取水施設耐震改良等に伴う既設管理設備改造業務委託  | 機械等施設<br>点検・運転<br>－施設保守<br>点検整備 | 東芝インフラシステムズ株式会社 関西支社   | ¥33,770,000  | 令和4年3月25日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | G4                   |     |
| 2   | 柴島浄水場上系配水池改良に伴う既設配水管理設備1改造業務委託 | 機械等施設<br>点検・運転<br>－施設保守<br>点検整備 | 横河ソリューションサービス株式会社 関西支社 | ¥21,890,000  | 令和4年3月24日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | G4                   |     |

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

楠葉取水場取水施設耐震改良等に伴う既設管理設備改造業務委託

### 2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ株式会社

### 3 随意契約理由

本業務は、楠葉取水場取水施設耐震改良及び豊野浄水場採水ポンプ設備改良に伴い、豊野浄水場の運転管理をつかさどる既設管理設備のソフトウェアの改造を行うものです。

当該設備は、株式会社東芝が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されたものであり、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、本業務の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要があります。

当該設備にかかる事業は、東芝インフラシステムズ株式会社へ事業承継されており、同者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは、東芝インフラシステムズ株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設課（電話番号 06-6616-5542）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

柴島浄水場上系配水池改良に伴う既設配水管理設備 1 改造業務委託

### 2 契約の相手方

横河ソリューションサービス株式会社

### 3 随意契約理由

本業務は、柴島浄水場上系配水池改良に伴い、柴島浄水場の配水管理設備 1 のソフトウェアの改造を行うものです。

当該設備は、横河電機株式会社が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されたものであり、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、本業務の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要があります。

当該設備にかかる事業は、横河ソリューションサービス株式会社へ事業承継されており、同者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは、横河ソリューションサービス株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)